

山口斎場利用料補助制度

火葬のために札幌市山口斎場を利用した場合、市内斎場の利用料金との差額を補助します(控入室利用料除く)。

申請方法 申請書に火葬許可証などの写し、利用料の領収書の写しを添え、火葬の日から90日以内に申請
申請・問合せ 環境課(市役所3階)☎72・3240

小規模修繕契約希望者登録申請

市の施設などの簡易な修繕について、小規模事業者の受注機会を確保するため、既存の入札参加資格者登録とは別に、建設業許可などの資格要件を緩和した登録制度です。令和5・6年度に登録されている方も引き続き登録を希望する場合は、新たに申請手続きが必要です。

※郵送可

資格要件 市内に主たる事業所(本店)を有する法人または個人で、希望業種を履行するために必要な資格、許可を有する者
登録業種 土木・建築・内装・設備・塗装・ガラス関係など
資格の有効期間 6月1日から2年間

受付時間 平日10時～16時(12時～13時除く)

申込・問合せ 契約課(市役所3階)☎72・3155

石狩市中小企業特別融資貸付金 利子補助金

貸付を利用する事業者に、融資利率の0.5%を利子補助します。※複数借り入れをしている場合は、件数分の申請書類が必要
対象 令和7年3月までに同制度を利用した事業者

申込方法 指定用紙を提出(郵送可) ※用紙は申込先、商工会議所、北商工会、市内金融機関にあり、市HPからも入手可

申込期限 11日(金)
申込・問合せ 商工労働課(市役所3階)☎72・3166

いしかり地域応援商品券

市では、物価高騰の影響を受けた市民生活の支援と地域経済の活性化を図るため30%のプレミアムが付いた「いしかり地域応援商品券」を販売します。

3月下旬に購入申込書を世帯主宛てに発送します。10日(休)までに申込書が届かない場合はお問い合わせください。詳細は市HPでご確認ください。
対象 令和7年3月1日時点で本

市の住民基本台帳に記録されている全世帯

申込期間 3月28日(金)～4月21日(月) ※消印有効

申込・問合せ 商工労働課☎72・3166

確認申請などの手数料の変更

4月1日から、建築基準法などの改正に伴い、建築確認申請等手数料条例および証明等手数料条例を改正し、確認申請などの手数料が変わります。

問合せ 建築住宅課☎72・3141

中退共の退職金制度

中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。掛け金助成や税法上の優遇が受けられ、外部積立型のため管理も簡単です。
問合せ (独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部☎03・6907・1234

犬や猫を飼う皆さまへ

○生後91日以上の犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています
○ブリーダーやペットショップなどで販売される犬・猫は、マイクロチップの装着が義務

化されています。一般の飼い主による装着は努力義務ですが、マイクロチップが装着された犬・猫を取得した場合の変更登録は義務となります

○散歩の際は2m以内のリード(引き綱)を付け、制御できる方が持ちましょう。道路や公園などで放すことは条例で禁止されています
○悪臭や鳴き声などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう

○猫は家の中で飼いましょう
○野良猫への餌やりは、ふん尿被害などの原因となるのでやめましょう

問合せ 環境課☎72・3240

春の全道火災予防運動

20日(日)～30日(水)まで春の全道火災予防運動です。例年、春先から「ごみ焼き」による火の粉や落下した火種などが原因で火災が発生しています。ごみ焼きは原則禁止されていますので、絶対にやめましょう。

問合せ 石狩消防署警防課☎74・7165



訂正とおわびについて

3月号21ページ「イベントカレンダー」に掲載の「オーガニックガーデン2025」について、開催日と費用に誤りがありました。

③5月9日(金)の開催がなく、費用は「全3回1500円」から「全2回1000円」に変更になりました。訂正し、おわび申し上げます。

問合せ いしかり食と農のカレッジ運営委員会事務局(農政課内)☎72・3164

市の組織が変わります

市民サービスの向上と組織の強化を目的に、4/1からより効率的な組織体制を構築します。

- ごみ・リサイクル課に施設計画担当を新設します
- 指定居宅サービス事業者などの調査指導に関する業務を、高齢者支援課から地域包括ケア課へ移管します
- 教育委員会において厚田学校給食センターを廃止します

問合せ 職員課☎72・3151

4月から子ども医療費助成制度の対象年齢を『高校生年齢まで』拡大します

問 子ども家庭課 ☎72・3128

1 子ども医療費助成制度の変更

	学年など	現 行	R7/4月受診分から
入院・通院	高校生年齢	助成対象外	初診時一部負担金のみ
	0歳～中学生	初診時一部負担金のみ	
訪問看護	高校生年齢	助成対象外	1割負担
	0歳～中学生	1割負担	

2 重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成制度の変更

高校生年齢のうち、課税世帯の方も4月から初診時一部負担金のみになります。

3 受給者証の送付

4/1時点で「高校生年齢」に該当する方(重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の受給者証をお持ちの非課税世帯の方除く)には、3月下旬に受給者証を郵送しています。未着の場合はお問い合わせください。

※「高校生年齢」の児童とは、15歳到達後最初の4/1から18歳到達後最初の3/31までの児童をいいます
※保護者(父母など)が監護し、生計が同一の児童らが助成対象になります



▲市HP

認定こども園・保育所に通う2人目以降のお子さんの副食費(おかず・おやつ)が4月から0円に

問 子ども家庭課 ☎72・3197

市では、令和6年4月から2人目以降のお子さんの保育料を0円にしました。子育て世帯に分かりやすく利用しやすい制度にするため、本年4月から保育料に合わせ、2人目以降のお子さんの副食費が0円になります。

※市が利用者負担額を決定する施設が対象。認可外保育施設や企業主導型保育事業、プレスクールなどは対象外です

🔍 1人目のお子さんが卒園していても第1子とカウントし、第2子以降の副食費は0円です。ただし、保護者の世帯から独立して同一生計と認められない場合は、カウント対象になりません。
※きょうだいが在学などで別居している場合は手続きが必要です

🔍 3～5歳児クラス(年少～年長)の1号、2号どちらも第2子以降の副食費は0円です。0～2歳児の3号のお子さんは、これまでどおり給食費は保育料に含まれ、副食費の支払いはありません。

免除対象かどうかはここをチェック!

認定子ども 氏 名 生 年 月 日

利用者負担額(月額) 0円

食事の提供に要する費用の支払 副食費の免除対象です。

階 層 区 分 ****

小学校就学前子どもの区分 2号 保 育 必

由 母: 就労

認定の有効期間 令和 年 月 日